

と。廣陽は殆んどこれを攷するに未だ詳かならず。」(原文「前志以爲昭帝始改廣陽者殆考之未詳」)「胡・應二先生に得ざるものを惜しみ相與にこれを討論す」(原文「惜不得胡王二先生者相與討論之」)の讀み方にも疑問なきを得ない。勿論、胡・應は胡(三省)・王(應麟)の誤植であらう。

また二十六頁に王國維「秦郡考」を解説された文中「河間郡、趙策秦下に、甲、趙を攻む」とあるが、これは「趙策(實は秦策で趙策とするのは王氏の失檢)に、秦の下甲、趙を攻む」(原文、秦下甲攻趙)とあるべき所であらう。

以上、蕪雜な辭を連ね、筆者の意に反した紹介も多々あり、失禮の段御詫びして筆をおく。

(狩野 直嗣)

Le vizirat 'abbāside de 749 à 936

(132 à 324 de l'hégire), 2 vols.

Dominique Sourdel,

Institut français de Damas,

Damas, 1959-1960. (LXXX+799p.)

《vizirat》に直接相當する日本語はないが、内容は「アッバース朝宰相史研究」とも題すべきもので、一口に言えば、アッバース朝時代、中央政府で宰相になった人物を追って、宰相制度の生成発展と、その職掌の本質を把握せんとするのがこの書物の主眼である。オスマン・トルコ帝國と直接交渉を持っていたヨーロッパでは、この《宰相》(wazīr)はイスラームの専制國家における中心人物と

見なされ、その存在は早くから知られていた。モンテスキューは、「宰相の決定」をもってこの専制國家における「基本法」であると断じている。ところが宰相職の歴史、發展、その業務内容の解明に貢献した研究は、その題材としての重要性の割にきわめて少なかった。その原因の一つは、十世紀以來、宰相職を傳統的なイスラーム國家にとって不可欠の制度と論じたイスラームの法理論家(フカハー)の意見を、ヨーロッパのイスラーム學が、それではなぜウマイヤ朝時代には存在しなかったかといった單純な疑問にも答えようとせずに、あまりにも真正直に受継いだことであり、また一つには、これまでの研究が、宰相という職掌そのものを對象とするよりも、イラン語源説を中心とした《wazīr》の起源論に終始したからである。この間隙を埋めんとしたのが本書の研究である。

著者 Dominique Sourdel 氏は現在 Bordeaux 大學の教授で、フランスのイスラーム學界では新進に屬し、ソルボンヌ大學に博士論文として提出された本研究によって、一九五八年三月、學位を受けられた。

さて、歐米の學界で、法理論家の理論體系はあくまで理論にすぎないのであって、そのままの形で、歴史研究の證據資料に用いられないといふことが認められてすでに久しい。ところが史料の不足やその制約、純粹な歴史研究を行おうとした場合の作業上の困難さから、つい法理論家の著述に頼ってきたのが長年の學界の状態であって、その危険性が改めて強調されたのは、ここ十年足らずのことにはすぎない。著者はこのことを十分に認識し、法理論家の圖式に當てはまるような宰相制の跡を探し出すことは放棄し、史實そのものの觀察への道を辿ろうとする。しかし、フアーティマ朝やセル

ジュルク朝、さらにはサファヴィー朝やオスマン・トルコにおける宰相制の發展を同時に考察するのは不可能であり、その點、著者が、この宰相制を生み出し、後世のイスラーム諸國の統治機構のモデルを提供することになったアッバース朝に時代を限ったのは、賢明と言わねばならない。即ち著者は、この政治機關が創設された経緯と、それから回曆三二四（西曆九三六）年、大總督（*amir al-umarā*）が出現して、カリフはもはや實權のない名目上の主權者となり、従つて宰相も肩書のための名譽職に墮してしまつたときまでを扱っている。

そこで本書の内容を紹介したいが、何しろ八八〇頁に及ぶ大著であり、筆者に與えられた紙數にも限りがあるので、せいぜい重點的な紹介に終らざるをえないことをあらかじめ斷つておきたい。

序論（文獻解題と起源論）

第一部 宰相搖籃期（132—218H/749—833）

第二部 宰相難澁期（218—296H/833—908）

第三部 宰相極盛期（296—324H/908—936）

第四部 宰相の職掌

結論

本書の構成は右の通りであるが、この他、初めに序文、文獻リスト及び同索引、卷末に歴代宰相年表、歴代諸官廳長官表、主要宰相家五家系圖、十世紀のバグダード及びイラクの地圖二葉、索引が付され、いずれもアッバース朝研究者にとって、きわめて便利なものとなっている。

著者はまず資料の入念な紹介から始め、各々の史料の價值の度合を吟味したのち、各時代ごとの主要テキストが何であるかを述べ、

最後にこれを表にしている。

序論第二章は、前に述べたような、これまで宰相制度に興味を持ちながら、長い間これを靜態的にしか考えてこなかったヨーロッパの東洋學者の研究事情を打破するための、著者の前提的な研究である。從來の學者たちは、まず宰相制の性格を深く考察することなく、アッバース朝時代におけるその發生を説明しようとし、しかもその方法としては、*«wāḥid»* という言葉の起源やそれに相當する機關の起源を取上げ、カリフ體制の進化の結果としてよりも、むしろ先行文化の遺産として、この宰相制の成立を見ようと努めてきた。その大勢がこの語のイラン起源を認め、その結果、これが宰相職のイラン起源説の支えになっていた。著者はこの從來の諸説を列挙分析して、結局そのイラン語源説からは、何ら積極的な結論は得られないとし、むしろ、*«宰相»* という意味への進化を豫想させるような *«wāḥid»* の語源なり語法なりが、アラビア語のなかに認められるとして、その證據にコーランやイスラーム初期の詩の例を擧げている。その意味は、*«補佐»* とか *«重荷を負う者»* である。こうした語法は引續きウマイヤ朝下でも、特に古い格言や文學作品に用いられた。そこで言えることは、*«君主の助力者»* というイランの思想をアラビア語で表現しようとする場合、*«wāḥid»* というアラビア語が、それ相當の *«補助者»* という一般的な意味を持っていたのであつて、これが後になって、公けの肩書として採用するのを容易にしたのである。そして著者としては、このままの方法で、これ以上起源の問題を追及することの危険性を避け、むしろ、さきに宰相制度の發展段階やその性格が研究されてこそ、起源の問題もある程度定義づけうるであろうと豫想して、本論に入っている。

第一部から第三部までは、前の目次を見れば明らかなように、年代を追っての宰相を中心とした、言わば政治史が語られている。これは宰相制度の發展史を辿るには、まず基本的な情報によらねばならないという著者の態度から出ているもので、詳細なアッバース朝政治史研究が存在しないがため、著者も断っているように、やや史實の羅列を伴うが、やむをえないであろう。そしてこの政治史の内容をもとにして生まれたのが、第四部の宰相の職掌についての制度史的研究である。

ところが第一部から第三部までの、一見甚だ見映えのしないこの部分は、實は我々アッバース朝時代を研究する者にとってはきわめて便利なもので、筆者の見たところ、第四部よりもむしろ有用なのではないかと思われる。我々が原史料を讀む場合、その事件に登場する人物の輪郭やその當時の背景を知っておかねばならないのであるが、實はそれには徒らに骨折的な苦勞を要することが多い。それをこの著者の年代史的な部分がかなり補ってくれるからである。ただこの内容を逐次紹介するのは煩瑣なので、主な點だけにとどめ、あとで二三疑問に思われるところを述べたい。

まず、イラク人マウラー (mawla) で、アッバース家の喧傳者 (dai) Abu Salama がクーファに陥落のとき、即ち回曆一三二(七四九)年、《wazīr 'Al Muḥammad》と稱せられたのが、wazīr が正式の肩書として採用された最初である。しかしこの肩書では、王家もしくはイマームのためのという意味しか持っていない(第一章)。

カリフの宰相としての最初の人物は、アル・マンスール治下の Abu Ayyub であるが、實際はカリフの助力者として、後世の宰相

職に相當するような行政職に携わったというだけで、《wazīr》という肩書そのものについてはイスラーム史家の一致を見ない。その次の al-Rab' b. Yūnis は、《wazīr》に任命されたが、彼の場合は行政職としてでなく、むしろ「宮廷顯職、即ち一種の最高侍從職」としてであった。ただアル・マンスールの治世は、マウラー(被保護者)として仕えていた者を、カリフの協力者として正式な地位につける道を開いたことで、宰相職の形成にとって重要な時期であった(第二章)。

その後、この肩書は次第に擴大された要職を指すようになり、一方、中央集權化への傾向によって、書記階級出身の行政官の役割が增大した(第三、四章)。

カリフ、アル・ラシードの治世前半は、これまでの宰相と違い、バルマク家の特異な時代として、著者は特にバルマク家の治世という章を設けている。この第五章は、バルマク家そのものに關する一種獨立した精緻な研究である。バルマク家については、後世に多くの傳説を生むほどの、その異常な歴史への興味から、幾多の研究がなされたが、著者はこれを綜合するとともに、穩當な結論を得ている。

バルマク一門の悲劇的失墜後、政府の職務は分割され、しかも宰相職は侍從系の人物に委ねられた(第六章)。カリフ、アル・マアムーン治下では、al-Fadi b. Salih が行政と軍事の兩權を與えられ、一時全權を振った。これは宰相職の權威を高めたが、個人的には身の危険をもち、彼の失墜によって、カリフの代理者が單獨で獨裁的權力を行使することはなくなった。それでも引續き宰相が書記群のうちから選ばれた事實は、もはや中央政府の運営を

取りしきる能力があるのは、書記のみであつたことを物語る（第七章、以上第一部）。

al-Fadl b. Sahl の失墜からカリフ、アル・ムウタデイドの即位までの間は、宰相職が種々の危機の餘波を受けた時代である。即ち、ムウタジリスム (mutazilisme) の問題とトルコ軍部の擡頭（第一、二章）、首都サーマッラーにおける無政府時代（第三章）、カリフ、アル・ムウタミドの治下での、弟の攝政アル・ムワッファクによる執權行使（第四章）などが中心問題として各章で扱われ、アル・ムウタデイド、アル・ムクタフィーの治下、宰相はようやく重要な地位を得て、國家管理の責任者となつたが、同時に二派の官僚、即ち、キリスト教徒出身系書記官僚と容シール派財務官僚の對立が激化したことを指摘、その現れとしての回曆二九六年のクーデターを述べて（第五、六章）、著者は第二部を終えている。

このクーデターの失敗は、宰相史に大きな轉換をもたらし、これから《大總督》の登場（回曆三二四年）までは、宰相が自己の權力を擴大し、自己の政策を推し進めえた《宰相獨裁》(dictature vizirale) の時代として、著者はこれを《La grande époque du vizir》と名づけている。ただこの時代では、事件の展開が非常に複雑なので、年代史的説明は最小限にとどめ（第一、二、三、四章）、當時の檣舞臺に活躍した三人の宰相 Ibn al-Furat, 'Ali b. 'Isa, Ibn Mughla の政策、個性、思想、業績について、我々が知りうる限りのことを三つの章に分けてまとめている（第五、六、七章）。

財政専門家として、煩瑣な官廳業務を運営しうる宰相は、國家のほぼ全權を掌握し、従つて宰相の職務は、國家内で不可欠の機關と

なり、その重要性を認められた。しかし宰相個人の地位は、財政の失敗や二派の官僚の對立、軍部の暴動、宮廷内の陰謀などからきわめて不安定であつた。Ibn al-Furat の軍部に對する屈服は、宰相職の新たな失墜が始まつたことを意味し、さらには實權を奪われて、大總督と交代することになる（以上第三部）。

年代史的敘述を終えて次の第四部では、制度史的觀點からの宰相の職掌が扱われ、それも特に比較的資料が豊富であるとともに、宰相制の《La grande époque》である四（十）世紀前半について語られている。まず第一章は、その前提として、宰相になつた人々の出身層や彼らの社會的地位、教養面を再検討する。宰相としてもっともひんぱんに選ばれたのは書記出身者で、多かれ少かれ、彼らの財政技術に關する能力と公文書等を作成する書記業務の能力が問題となつたこと、時代が下るにつれて宰相の選任が天命降下的になり、同時に書記貴族が生まれて、宰相職を獨占する傾向があつたこと、また一方宰相や書記官も、行政専門家としてばかり存在したのではなく、やはり當時の洗練された上流社會の人間であつて、それぞれの文化系統を引くマワリー階級に屬しながら、イスラーム社會に少しづつ同化した事實を挙げ、宰相たちは各々の出身文化、即ちヘレニズムもしくはイラン文化と、イスラーム社會とから生まれたものであり、兩文化の影響を受けたアラブ・イスラーム文化の代表者であると結ばれている。

第二章は、宰相の行政上の職務内容 (La fonction administrative) の探求で、宰相による行政監督を際立たせるために、あらかじめアッバース朝の行政機構を、歳入と歳出、中央政廳主要業務の二つに分けて、綜合的に説明する（但し、この前提的説明の方に倍

以上の頁数を當てている)。

第三章は、いわゆる宰相の政治責任 (*les responsabilités gouvernementales*) に関するものである。宰相は行政長官として、財務の實狀への法の適應、法律ではどうにもならない技術的な問題の解決、法に準據しながらのカリフの意志の執行の三つの機能を持つ。しかし、これらの役割が宰相にとつての政治責任に結びつくのは、カリフに對し、その《補助者》としての任務を受け、イスラーム國家内で、豫言者の代理者、後繼者に認められた特權にあずかることになったからである。即ち、宰相の執政機能 (*la fonction gouvernementale*) は、主權者への《個人的奉仕》の延長として理解されるという見地に立ち、從つて内容は、(一)カリフの自由裁量權、(二)カリフの個人的業務、(三)宰相の政治責任への到達、(四)カリフの監督、となつており、第三節については、さらにその實際面として、財政政策、マザリム (*mazalim*) 裁判、官吏任免權、軍事及び外交權が扱われている。

第四章は、宰相職という政治的實權にともなう宰相の尊嚴性について、具體的には肩書、宮廷儀禮上の特權、生活様式よりの考察を進め、宰相が名實ともに權威を具えるに至つたのは、やはり宰相史上の極盛期であつたとしている。

結論として、要するに宰相職は、カリフ權を代行しうるほどの權威を伴うがために、かなり重い責任を含んだ《補佐職》であり、これが回曆四世紀には、少くとも慣例的なものになるほど明確な規定をもつた職務になつた。しかも特記すべきは、この任務が、忠實從順で、しかも財政業務に關する才能を持つマワリー階級に委ねられたことである。これはカリフが君主としての、またイマームとし

ての權威を高めてくれるような《支持者》に頼らうとした氣遣いと、非アラブ系の書記階級が、自己の果す役割の重要さ、及びカリフ體制への忠誠を示す場となるべき職務を認めてもらうに好都合な行政上の要求とが、單に一致したにすぎないことを示すのである。

以上、本書の内容をざつと見たわけであるが、多少ともむらのある紹介に終つたかも知れない點は御諒承願いたい。

さて、筆者の批評めいた感想を述べておきたい。まず細かい疑問點を挙げると、カリフ、アル・マフディーの治世(第一部第三章)における監查廳(*diwan al-zinan*)の設置について、著者はイスラームの歴史家たちが犯した混亂にふたたび巻き込まれた形になっている。即ち、一六八年の *‘Alī b. Yağmīn* の任命に關するジャフシャリー及びタバリーの記載中の前置詞 *‘ala* について、著者はわざわざ *«en remplacement de»* と譯したがために妙なことになつた。これは簡単に、一六二年に幾つかの監查廳が創設され、*‘Ubayd b. Ba‘ī* はこれらを兼任していたが、一六八年にこのすべてを總括する最高監查廳が設置されたと見ればよいのではなからうか。ついでながら、アッバース朝の行政機構の説明(第四部第二章一節)のところ、ある場合には *zinān* (監査) は *naḥaqat* (支出) の同意語として現れるから云々と述べている。ヤアタービー著 *al-Buldan* の記事と、同じくヤアタービー著 *Tarīḥ* の記事とのうち、ほぼ同様の官廳名が羅列されている箇所があるが、一方にはたまたま *zinān* と出、他方には *naḥaqat* と出ているのを取上げて、著者はこの兩者を同一視し、同意語の根據にしている。ところがこの兩記事はまったく別の事件について述べたものであつて、これを

起點に兩業務の關係を探っている著者の主張は認めがたい。zinān の譯として用いられてきた《contrôle》は、財政上では會計検査を指すのである。それで著者は、contrôle と言えば歳出の事後監督を指すという偏見を持っているのではないかと思われる。著者はこの偏見のために、zinān と nafāqat を同一視して、問題をより困難で複雑なものにしてしまった。zinān が會計検査、即ち近代財政技術上で普通意味する歳計の事後監督を行っている資料は未知で、zinān は事前監督もしくは官吏の監察に當つたにすぎない。

次に Ibn al-Furat の、武官に對する文官優位の主張の説明（第三部第五章二節）のうち、彼は「徵稅區を委ねるには行政官、商人、地主が望ましく、軍人は望ましくない」という考えを持っていると著者が傳えているところの資料は、徵稅請負（*ṭān*）について述べられたことで、著者の文では、商人、地主もすぐ政府派遣の徵稅官となるような印象を受けるが、實際は徵稅請負契約を結んで、徵稅請負人となつてその徵稅區に赴くのである。誤解を生まないう念のため。

次にアッバース朝の行政機構に關する説明（第四部第二章一節）のうち、*diwān al-ḥarāḡ*（稅務廳）は、原則として *ḥarāḡ* 地の徵稅を取扱うとし、また *ḥarāḡ* と言へば、1/10 稅に對應する重い稅と、著者は限っているようであるが、これは納得しがたい。*ḥarāḡ* の語には、租稅一般を指す使い方があることを忘れてはならない。

本書全體から受ける感じを述べると、なるほど研究の目的なのかも知れないが、あまりにも宰相という中央政府の一機關にすぎない

個性的な一個體を追い求めたがために、もっと大きな力關係の推移といった歴史の底流が看過されたきらいがある。せめて宰相と密接な關係にある官僚階級とか官僚制の展開が語られてしかるべきだと考えられる。アッバース朝の國家内で占めた官僚階級の重要性、その官僚階級のチャンピオンとして、官僚制の頂點としての宰相という觀點からの検討もなされれば、宰相職の本質とか、その歴史の意義とかがより一層浮彫されたのではあるまいか。また宰相が、後期になるほどこのイスラーム國家内での中心人物、カリフに對する責任制的宰相、即ちカリフの肩代りになったのであれば、もはやその宰相職を、宰相個人とか、宰相とカリフとの關係とかの觀點から論じるだけでは不十分だと言えないであらうか。

もっともこれらは今後に残された問題かも知れないが、この點著者は、初期の《補佐職》という定義にこだわりすぎた感がある。（今苦言を提した官僚階級の問題については、書記階級ということとで本書の隨所に散見される。しかし、これはあくまで宰相史の付録としてであつて、統一的テーマにまでなっていない。ちなみに、著者は《Bureaucratie》の語を一切用いず、すべて《secrétaires》、もしくはアラビア語の《kutubā》で表わしている。何か考えあつてのことだろうが、本書からは推察できない。機會あれば問合せたいと思う。）

こうした不満を筆者がもつとも感ずるのは、第四部第一章、宰相の《origine》について、この章は途中から焦點がぼやけた感じである。初期から後期にかけての、宰相の出身層の變化を見る必要はなからうか。最初期から、宰相の候補者として優秀な官僚が求められたのではあるまい。初期の《後見書記》という人間的弱さを利用

してカリフの宰相になった者と、後期の官僚階級の頂點にのし上つて宰相になった者とは質的に違ふ。晩期になるほど、官僚機構、即ち中央行政業務は複雑化し、政府内外の政治經濟問題も複雑化して行つたのであつて、従つて官僚としての熟練者でなければ、もはや宰相職が勤まらなくなるのである。著者は宰相が持つべき技能として、財務官吏としての能力と、公文書等を作成する書記能力を擧げているが、全時代を通じて、これらが同等に要求されたようには思われない。後者については、後期になるほどその比重が軽くなるのではなからうか。文書作成法 (*qanun al-kutub*) は次第に確立され、事務そのものは形式化してくる。即ち、文書事務擔當の専門の書記に委ねればよいわけである。それに反し、前者の、財政技術に關する能力への比重はますます加わつて行つた。

こうした官僚機構の複雑多岐化が、カリフの側に影響しないはずはない。もはや君主 (カリフ) は、政治の運営に深入りすることができず、言わば政治にはずぶの素人となり、その代りに、有能な行政の手腕の持主が、責任をもって統治に當らねばならなくなつた。

Ibn al-Furat の無能カリフ擁立論 (第二部第六章、第三部第五章) は、こうした時代的傾向を積極的に示すものであり、彼はこれ

を鋭敏に感じ取り、自己の利益追求と結びつけて、カリフの無能化、裏をかえせば、宰相による執權化を人爲的に促したのである。宰相に對するカリフの監督 (第四部第三章四節) による宰相の地位の不安定さも、カリフと宰相との對立關係で見ると、上記の時代的傾向の副産物として現れた、宮廷を含めた派閥鬭争に、その原因を求めるべきではなからうか。

つい筆者の見解を長々と述べてしまつたが、こんな見方は當らぬと言われるむきもあるかも知れない。いづれにせよ、これまでの宰相史研究の起源論的傾向を徹底的に打破したばかりでなく、宰相史研究の意義は、宰相制そのものの發展のなかにあるとして、あくまでも慎重な態度でこれを捉え、宰相史に關するあらゆる要素を呈示した功績は大きい。

【付記】本稿を草するに當つて利用した書物は、本書の發行所 Institut français de Damas の副所長 Nikia Elisséeff 氏から、筆者が寄贈を受けたものである。ここで改めて同氏に感謝の意を表したい。

(清水 誠)